

○総合評価落札方式に関する Q&A

1. ボランティア活動について

Q1. 金品の寄附、提供のみの場合は対象とならないのはなぜか。

A1. 金品の寄付、提供につきましては、公共工事の受注に係る対象としては、工事業者の皆様ならではというところの労務の提供を伴うものを対象とさせていただきます。

Q2. 公共施設等に含まれるものとして学校法人、社会福祉法人、医療法人等も含まれるとあるが、町会や自治会などは含まれるのか。

A2. 町会や自治会は公共的団体として対象に含まれますが、あくまで「会社として組織的な活動」を対象としているため、社員が自分の加入している町会の活動に個人として参加した場合は対象とならないので注意が必要です。

Q4. ボランティア活動の金額はどのように算出するのか。

A4. ボランティア活動の実績を申告していただく際に、作業員の人数や時間、日数などを積み上げて算出していただきます。

Q5. ボランティア活動を複数回実施した場合の金額による評価点の考え方は。

A5. ボランティア活動を複数回実施された場合の金額による評定点は、実施した総額で判断いたします。ただし、1回のボランティアは概ね10万円以上とします。

例1)

1回当たり50万円のボランティアを2回実施した場合
50万円/回×2回=100万円→評価点は4点

例2)

1回当たり10万円のボランティアを4回実施した場合
10万円/回×4回=40万円ですが4回実施しているので→評価点は3点

例3)

1回当たり5万円のボランティア1回と10万円のボランティア2回実施した場合
10万円/回×2回=20万円→評価点は1点 ※10万円に満たない場合は対象外

R6.02 追加

Q6. 「室蘭市ネーミングライツ」を契約した場合の評価点の考え方は。

A5. 「室蘭市ネーミングライツ」において役務提供を実施した場合はボランティア活動で加点となります。評価については回数は1回、金額は総額とします。

例1)

役務提供で公園の草刈りを年3回実施し、金額が総額11万円/年であった場合。

回数は1回、金額11万円なので→評価点は1点

例2)

例1)のネーミングライツ契約と1回当たり20万円のボランティアを2回実施した場合
11万円+20万円/回×2回=51万円→回数は3回ですが51万円なので→評価点3点

※「室蘭市ネーミングライツ」の詳細については室蘭市ホームページをご覧ください。

<https://storymaps.arcgis.com/stories/c8235568ddf44987b69c8dcd32514a2f>